

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2015

月刊

中小企業レポート

7

No.464

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

平成27年度税制改正について



KENSHIN chushokigyo kaikei katsuyou loan

お客さまの事業運用のキーポイント
未来の扉を開けるカギに。

事業性資金[運転資金・設備資金]に

中小企業会計活用ローン

ご融資金額

100万円以上
5,000万円以内

最大年0.3%
金利優遇

- ◆中小企業が準拠すべき会計ルールとして新たに公表された「中小企業の会計に関する基本要領」や「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストをご提出いただいた場合、年0.2%金利優遇いたします。
- ◆「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」または(株)TKCが発行する「記帳適時性証明書」をご提出いただいた場合は、更に年0.1%金利優遇いたします。

※金利優遇内容は店頭またはホームページでご確認ください。

●ご融資にあたっては当組合所定の審査がございます。ご利用いただける条件を満たしていても審査によりご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2015

7

No.464

-
- 2 **特集**
平成27年度税制改正について
-
- 5 長野県工科短期大学校が
創立20周年を迎えました
-
- 6 ものづくり補助金
1次公募採決結果と
2次公募開始のお知らせ
-
- 9 信州の街道物語
甲州街道 上諏訪宿
-
- 10 好機逸すべからず
株式会社南安精工（安曇野市）
飯山精器株式会社（中野市）
-



《昭和初期の上諏訪商店街》

大正から昭和初期にかけて製糸の町として大変活気がありました。

写真は昭和初期の上諏訪商店街。大正15年の大火の後に建てられた建築群は、当時の華やかな姿を現在に伝えています。

写真提供：株式会社三村貴金属店

平成27年度税制改正について (中小企業・小規模事業者関係)

本年度の税制改正について、本会会員中小企業者等に関係の深い項目について抜粋をお届けします。

中小企業者等に係る軽減税率の維持、中小企業等への外形拡大の阻止 (法人税・法人住民税・事業税) 延長

- 今後のローカルアベノミクスの主役である、地域経済を支える中小企業等については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限を2年延長。
- 平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

〈中小企業等に係る法人税率〉

改正概要 【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

- 中小企業等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている。
- 当該税率は、平成26年度末まで15%に軽減されており（租税特別措置）、平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

【平成27年度】

対象	法人税法における税率（本則）		租税特別措置法における軽減税率
中小企業等 (資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	年800万円超の所得金額	23.9%	-
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.9%	-

〈中小企業等に係る外形標準課税〉

- 平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

平成27年度税制改正大綱

- 外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税) 延長

- 平成29年4月に予定されている消費税率の再引上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置を、所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

改正概要 【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

- 本税制は商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備（※1）を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（※2）ができるものであり、その適用期限を2年延長する。

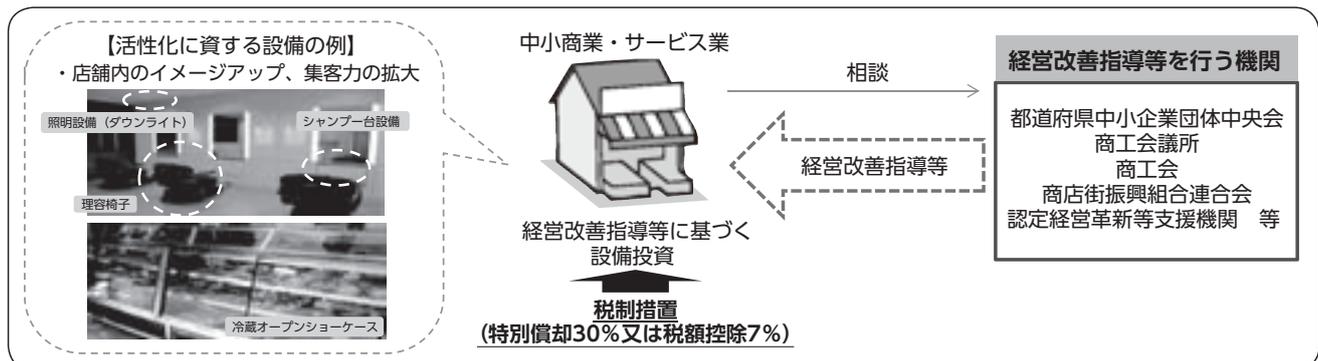
（※1）経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。

1台30万円以上の器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）

1台60万円以上の建物附属設備（空調施設、店舗内装等）

（※2）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る。

【本税制のイメージ図】



*本税制の対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、また、一部の対象設備については、消費税率引上げ対策と関係がないものを除外するなど、所要の見直しを行う。

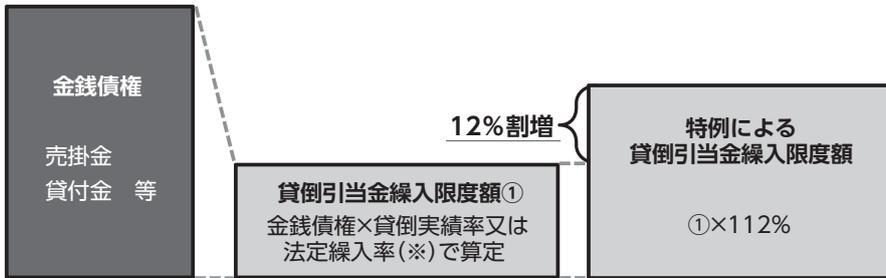
中小企業等の貸倒引当金の特例の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

延長

○相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が取引先の倒産により更に弱体化することや組合員や債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止することによって、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例について、適用期限を2年延長する。

改正概要 【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

中小企業等の貸倒引当金の特例（貸倒引当金繰入限度額の12%割増措置）について、適用期限を2年延長する。



(※) 法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10 / 1000
製造業	8 / 1000
金融・保険業	3 / 1000
割賦販売小売業	13 / 1000
その他	6 / 1000

貸倒引当金の活用事例

【A生コンクリート組合】

- 組合概要
事業内容：生コンクリートの共同受注
出資金額：1,500万円
- 事案の概要
取引先の倒産により、貸倒損失が発生。貸倒引当金を活用し、事業の停滞を回避。

【B木材組合】

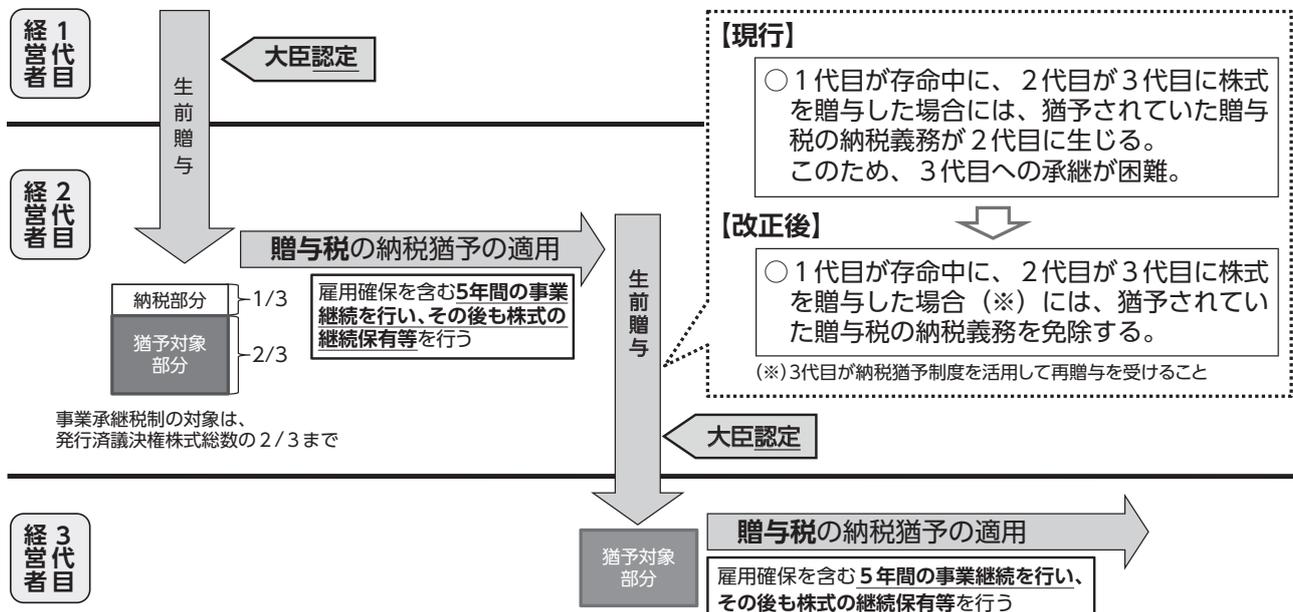
- 組合概要
事業内容：木材の共同購買
出資金額：2,800万円
- 事案の概要
業績不振による組合員の倒産により、貸倒損失が発生。貸倒引当金を活用し、利益の平準化を図り、組合の経営悪化を回避。

事業承継税制の拡充 (贈与税、相続税)

拡充

○経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

改正概要 ○贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者（2代目）が、3代目に対する再贈与を行う場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、本税制を拡充する。



研究開発税制の強化・重点化 (法人税・所得税・法人住民税)

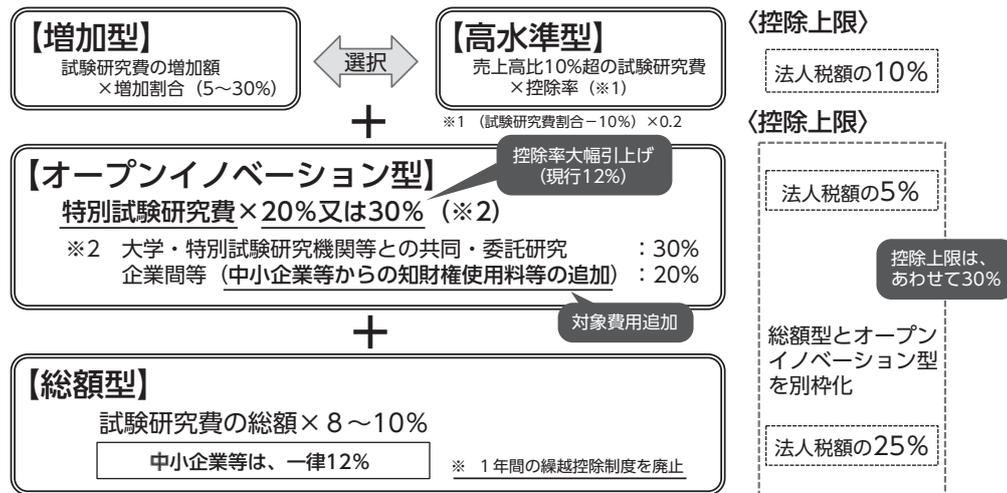
拡充・延長

○企業のオープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）を促進し、企業（大・中堅・中小・ベンチャー企業）・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業等の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充が実現。

改正概要

- オープンイノベーション型の抜本的拡充（控除率大幅引上げ・控除上限別枠化・対象費用拡大）（恒久措置）
- 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限30%の確保（総額型25%+オープンイノベーション型5%）（恒久措置）
- 繰越控除制度は廃止。

新制度



所得拡大促進税制の拡充 (法人税・所得税・法人住民税)

拡充

○平成29年4月の消費税率の再引上げに向けて、経済の好循環を定着させていくため、平成25年度改正で創設された「所得拡大促進税制」の給与総額増加要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。

改正概要

【適用期間：3年間（平成29年度末まで）】

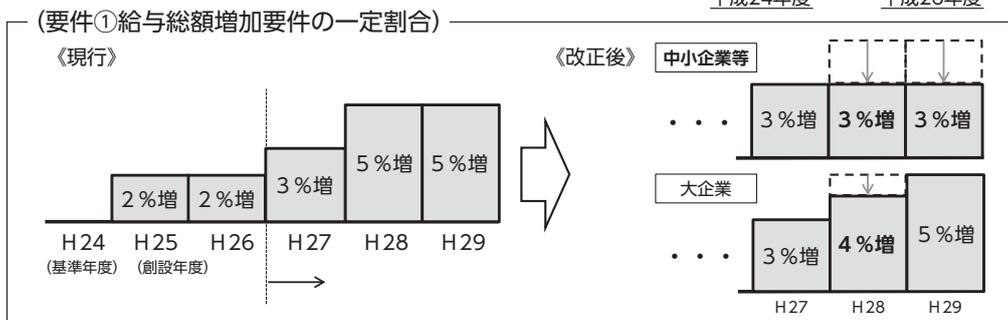
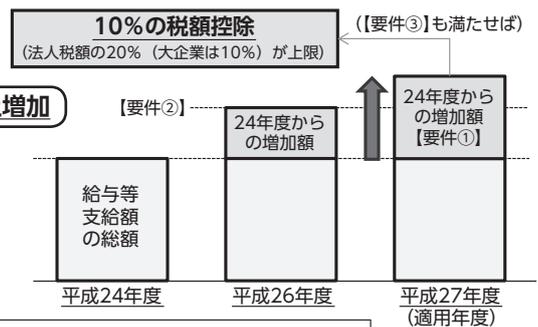
〈制度内容〉

【要件①】給与等支給額[※]の総額：平成24年度から一定割合（下図）以上増加

【要件②】給与等支給額の総額：前の事業年度以上

【要件③】給与等支給額の平均：前の事業年度を上回る

※国内の雇用者への支払給与。役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含む。通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含む。退職手当は含まない。



平成27年度税制改正の詳細は、以下のHPをご参照ください。

《中小企業HP》 <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150106ZeiseiKaisei.htm>

《経済産業省HP》 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fv2015/index.html

長野県工科短期大学校が 創立20周年を迎えました

長野県工科短期大学校は、長野県が産業技術の高度化・情報化が進展する中で、本県の先進的な産業を支える県内企業でニーズの高い実践技術者（ものづくりに関する幅広い高度な技能及び知識を併せ持ち、創造力と行動力を備えた課題解決型の人材）を育成するとともに、専門的な技術を研究し、もって本県の産業振興に寄与することを目的として、平成7年（1995年）4月上田市下之郷に創立、開校しました。

開校以来20年が経過する間、ものづくりの基盤となり、先進的な産業を支える専門技術を2年間の徹底した少人数教育のもと、確かな実践力を持った技術者として産業社会で活躍できる人材を育成し、これまでの卒業生は1,486名、その多くが県内企業に就職して高度な実践技術者として活躍し、高く評価されています。



藤井恒男校長



石原秀樹産業政策監
兼産業労働部長

6月27日（土）に創立20周年記念式典が上田市セントミューゼ 大ホール（上田市交流文化芸術センター）で開催されました。記念式典式辞で藤井恒男校長は、「高度実践技術者の育成」と教員による「技術の研究開発」を二本柱とした学校運営の実績と、地域や企業の支援に対する謝意を述べられました。また、設置者である長野県からは、阿部守一県知事による「しあわせ信州創造プラン」に基づいた産業人材の育成の着実な推進と、98.9%の高い就職率など本校の実績が、南信工科短期大学校創設に繋がったこと、地域企業による「教育研究振興会」の支援に感謝するなどのメッセージを石原秀樹産業政策監兼産業労働部長が読み上げられました。

記念式典に続いて、テレビ等でおなじみの池上彰氏（フリージャーナリスト・東京工業大学リベラルアーツセンター教授）による「学び続ける力—自ら考え、判断し、行動する」をテーマとした記念講演会が開催されました。講演会には事前に申し込みをした一般の聴講者も多数参加、会場は満席となり、盛大に開催されました。

長野県工科短期大学校では、未来の「ものづくり」を担う人材を育成するために、次のような皆さんのチャレンジを待っています。

1. 「ものづくり」に興味があり、積極的に「ものづくり」に挑戦してみたい人
2. 「ものづくり」の技術やその理論を勉強したい人
3. 将来、長野県の「ものづくり」企業で活躍したい人
4. 信州の鎌倉と呼ばれる環境でじっくり「ものづくり」の勉強をしたい人

松本のお豆腐が日本一になりました

6月20日(土)・21日(日)の2日間にわたって開催された豆腐業界初の全国品評会「第1回『日本一旨い豆腐を決める』品評会 in 京都(主催 京都府豆腐油揚商工組合)」において、県豆腐商工業協同組合員、松本市(名)富成伍郎商店の「手塩にかけた伍郎のきぬ」が、出品された128点の中から、最高賞の金賞を受賞しました。

同組合理事の富成敏文社長は、「県組合が18年間実施している品評会で、県内業者が研鑽を重ねてきたことが金賞に繋がった」と受賞の喜びを語られました。ご受賞、おめでとうございます。



(名)富成伍郎商店 松本市大字原90-3 0263-46-0307

平成26年度補正 ものづくり・商業サービス革新補助金 1次公募 長野県は213件が採択。

「平成26年度補正 ものづくり・商業サービス革新補助金」は、本年2月13日(金)に1次公募を開始。5月8日(金)に締切りました。その後長野県地域採択審査委員会及び全国採択審査委員会により、採択案件が決定され、6月19日(金)に採択案件が公表されました。全国では17,128件の申請があり、そのうち7,253件が採択されました。約42.3%の採択率となります。長野県では213件が採択されました。

採択案件は本会HP (<http://www.alps.or.jp/mono-nagano2013>) よりアクセスしてください。213件対象類型別の内訳では、「ものづくり技術」が190件、「革新的サービス」が23件の結果になりました。



今回の結果により**2次公募が開始されております(本誌最終ページをご覧ください)**。2次公募でも協同組合が実施管理者となる「共同設備投資」が対象となります。1次公募で残念ながら不採択となりました事業者様も計画をブラッシュアップしての再チャレンジもお待ちしております。詳細は、ものづくり事業推進部又は各事務所にお問い合わせください。

会員各位 組合員のための人材確保・人材定着研修会 実施組合を募集しています！

本会は、標記研修会を、中央会と一緒に開催していただける会員組合を募集致します。

人口減少が深刻になるにつれ、中小企業の人材の確保はますます厳しくなります。学卒者に目を向けると、昨年度から売り手市場となり、中小企業の若手人材の採用は厳しくなっています。

若者ばかりでなく、シニア、女性を含めた幅広い人材の確保を目指すと共に、若手人材を長く止め置くことが重要といえます。

そこで、標記事業を、貴組合の研修事業としてご活用くださいますよう、お勧め申し上げます。

記

○費用負担 原則無し

ただし、下記のお支払いはできませんのでご理解ください。

- ・事務局職員、組合員企業役職員を講師とする場合の謝金
- ・中央会の基準を超える謝金・旅費
- ・貴組合所有施設を会場とする場合の会場費
- ・飲食代等本事業で認められない経費

○内容(例)

- ・経営者向け
人材確保のため経営者がやること、若手人材定着のため経営者がやること
- ・採用担当者向け
採用難時代の人材確保はどうするか
- ・従業員向け
新人社員研修会（コミュニケーション能力の向上、メンタルヘルスなど）

○役割分担

- ・組合 テーマ選定、日程、会場選定など中央会との共同企画、周知及び参加者募集
- ・中央会 講師、会場の手配、チラシの作成、配布資料印刷、アンケートの実施。主催は中央会、共催が貴組合となります。

○開催期日

平成28年1月末日までに実施してください。

○参加者数の目安

多いほど望ましいです。できれば50名以上をお願いします。

○謝金・旅費支払基準

中央会の規定によりお支払いします。

○募集組合数

限定4組合

○募集締め切り日

平成27年7月31日(金)

○その他留意点

- ・経費支払いは中央会が直接行います。
- ・郵送代については、領収書、郵送先リスト、郵送物をご提供ください。

○お申込み／お問い合わせ先

長野県中小企業団体中央会
人材確保等支援事業係
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10
長野県中小企業会館4F
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184
E-mail jinzai@alps.or.jp

夏に多い子供の病気

佐久中央医院 院長 菅原 敏明



はじめに

1年を通してウイルスの流行には決まったパターンがあり、夏にはエンテロウイルスの流行がみられます。ここでは夏になると流行する3つの代表的な病気（いわゆる狭義の夏かぜ）プール熱（咽頭結膜熱）、ヘルパンギーナ、手足口病について述べます。

●プール熱

塩素殺菌の不十分なプールの水からウイルスが感染することからプール熱と呼ばれました。



(図1)

咽頭炎と結膜炎を併発し咽頭結膜熱とも呼ばれます(図1)。

原因にはアデノウイルス2、3、4、7型(特に3型)で飛沫感染、接触感染により感染します。

症状は4日前後続く高熱と喉の痛みや目の充血で、外来で抗原検出キットによる迅速診断が可能です。

治療は対症療法で、安静にし十分な水分補給を心掛けてください。

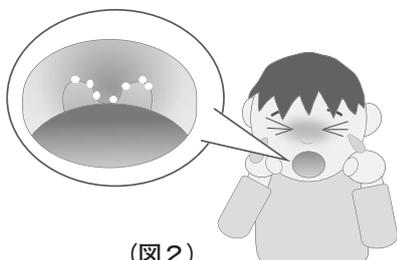
熱が下がり、喉の痛みと結膜炎が治って2日以上経てば登園、登校が可能です。

●ヘルパンギーナ

乳幼児に多くみられます。発熱と口腔結膜(口蓋垂付近)の水疱と潰瘍が特徴です(図2)。

原因はエンテロウイルス(コクサッキーA群ウイルス、コクサッキーB群ウイルス、エコーウイルス)で、感染経路は糞口感染と飛沫感染です。

症状は、1~4日で下がる発熱と口蓋垂付近の粘膜の水疱と破れて潰瘍化することに伴う強



(図2)

い喉の痛みです。

小さな子供では急に食欲がなくなってしまう。口の中の痛みが強いと水分や食事を摂ることが難しくなるため、口あたりの良い軟らかく喉にしみない食事を選ぶようにします。脱水症状があるような時は、点滴を行ったりします。熱が下がり、食事も十分に摂れ元気があれば登園、登校は可能です。

●手足口病

口の中と手のひら、足の甲や裏に水疱性の発疹が出現する病気です(図3)。

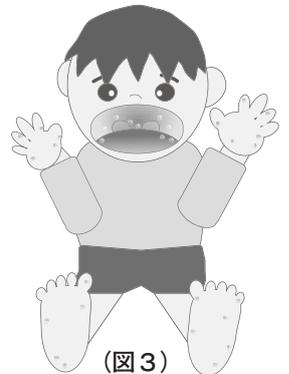
原因はエンテロウイルス(主にコクサッキーA16とエンテロ71ですが、最近コクサッキーA6も流行した)で、感染経路は経口・飛沫・接触感染です。

症状は病名にあるように、手、足、口にみられる水疱性の発疹が特徴ですが、必ずすべての場所にできるわけではなく膝、肘、お尻にも発疹ができることがあります。発熱はないか、あっても1~2日で下がります。

大部分は軽症に経過しますが、まれに髄膜炎や脳症などを起こすことがあり、3日以上熱が続く場合は注意が必要です(特にエンテロ71が流行する年)。

また、口の中の痛みが強い場合は刺激にならないような軟らかい、薄味のものを食べさせてください。

合併症がなく元気であれば登園、登校は構いません。



(図3)

●エンテロウイルス感染症の予防に特別なものはありません。うがいや外出から帰った後、食事の前、トイレの後など普段から手洗いを行うことが大切です。

江戸幕府によって整備された五街道の1つとして、5番目に完成した街道である。江戸（日本橋）から内藤新宿、八王子、甲府を経て信濃国の下諏訪宿で中山道と合流するまで38の宿場が置かれた。
(出展：wikipedia)

甲
州
街
道
上
諏
訪
宿



(株)三村貴金属店
三村 昌暉 氏

諏訪地方（岡谷市・下諏訪町・諏訪市・茅野市・富士見町・原村）は、長野県の有数な観光地として年間数百万の人々が訪れます。温泉・諏訪湖・高島城・霧ヶ峰・蓼科白樺湖・諏訪大社・岡谷製糸・縄文遺跡（縄文のビーナス）などが有名です。

諏訪市内の旧上諏訪町地区は高島藩の城下町として発展してきました。また、国道20号と甲州街道（甲州道中）が同じ道という数少ない場所が、上諏訪に残っています。当社はそこに立地しています。

J R 上諏訪駅は、明治38年国鉄中央東線「上諏訪駅」として開設いたしました。当初は上諏訪宿の中心地近くに開設する予定もあったようですが反対に遭い、町はずれの沼地であった現在地に開設になりました。

駅が開設されると商店や運送業や旅館が駅近くに集積されるようになり、駅前商店街が発達していきました。旧上諏訪町の中心地が旧上諏訪宿から駅前に移動したのです。

当社は、上諏訪駅から東京方向へ100mほど離れた本町一丁目で、料亭を営んでおりましたが、明治40年に三村製作所（鍛金・彫金・貴金属製品製作）として創業し現在に至っております。

大正15年の4月、時には死人が出るくらい危険で豪壮な、急坂を巨木が駆け落ちる木おとしで有名な、諏訪大社下社の御柱祭の当日、放火による昼火事で、本町一丁目商店街の大半が焼失いたしました。

その時、先達の人々は前向きに進むことを決断

し、焼け残った人々を説得して、歩道付の道路の拡幅事業を行い、プラタナス並木を作り、大正12年の関東大震災の復興を見学に行き、その時目にした店舗建築（現在、看板建築と称される形式）をいち早く取り入れ商店街を復興したのです。

諏訪地方のどの商店街よりも広い歩道と（当時）商店の集積により、戦前・戦後と大変賑わい、昭和30年に設置した、国道をまたぐネオン塔と豪華なアーケード建設によりピークを迎えました。わざわざ日々の売り上げを集めるために銀行が支所を設けるほどでした。

大正15年の大火災で焼失した私の店舗は、昭和3年（国重要文化財の片倉館建設と同年）に再建された商店街を代表する大正ロマンあふれる店舗形式です。宮内省御用の鍛金師、三村昌三郎（初代店主）と実弟で宮内省御用の彫金作家、府川開示氏の共作によりデザインされたものです。

平成23年10月、国の貴重な文化財産ということで、登録有形文化財の指定を受けました。歴史と文化に支えられた当社の店舗を機会がありましたら是非ご覧ください。

本町商店街は、平成18年から5年の歳月をかけ、50年間慣れ親しんだアーケードを撤去し、ファサード整備を行い、車道と歩道の改良工事と電線地中化の環境整備事業を実施し、寒冷地での歩道の凍結を防ぐため、歩道下にヒーターを埋設し、高齢者が安心して過ごせる街に生まれ変わりました。

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.43

株式会社南安精工（安曇野市）

時計で培った微細・超精密加工技術を活かし、超精密部品、省力化機械、治具、そして再び時計へ。



より精度の高い治具の提供を目指して

南安精工は昭和42（1967）年、精密機械、光学機器の組立および部品加工で創業。その後、大型自動組立ラインを導入し、ウォッチの量産を手がけます。



ワイヤー放電加工機による加工

「しかし、なかなか儲からない。そこで省力化機械装置そのものが作れるようにならないとだめだと装置の開発・製造事業に着手。その製品を親会社に販売する一方、その機械装置を使って部品加工を行うようになりました」。3代目となる小林知之社長が入社後、平成13（2001）年のことです。

時計の極小・超精密な製品の加工には高精度な治具が必要です。スピード感が求められる受注体制の中、専門メーカーに発注するもなかなか思う通りにはいかず思案した結果、「治具も自分たちで作ろう」。時計の他、各分野の省力化機械向けに、他社ではなかなか手がけられない微細な治具の加工を手がけています。

そのために導入したのがワイヤー放電加工機（ものづくり補助金採択）。通常0.25ミリの線を使用するところ、0.05ミリまでの加工が可能な特別仕様で、旋盤、マシニングセンターによる加工とうまく組み合わせ、精度向上と時間短縮を実現しています。

同社ではさらに「超小型・高性能コンプレッサー（マイクロポンプ）の開発及び実用化」に取り組み（ものづくり補助金採択）、医療分野の治具製造を目指しています。「ダンパーに油を入れるなど自動車業界にも使えるのではないか」と小林社長は話し、より精度の高い治具の提供で産業界の期待に応えていきたいと考えています。

時計技術の承継から新たな展開へ

一方、時計組立の技術と設備を活かし、時計の組立・修理などを行う「時計屋復刻堂」を04年にスタートしました。「技術承継のため」と手がけたオリジナルの機械式時計は人気で、ほぼ完売。

「メイド・イン・ジャパン」にこだわり、自社ブランド製品を製造・販売する他、独自ブランドで展開するメーカーにもOEM供給しています。そ



微細な加工品（極小歯車）

んな事業展開が注目され、生産の日本回帰を志向するメーカー数社からオファーが来ているとか。

「最近の円安で、海外から日本生産に戻したいという仕事が結構あり、比較的安価な時計を量産する自動組立装置を導入する計画です（ものづくり補助金申請中）。この地域には時計産業の土壌があり、細かい部品も調達しやすいという強みも活かしたい」

超精密部品および治具、省力化機械、そして時計。同社が手がける製品分野はほとんどが小さく精密なもの。小林社長は「小さいもの」にこだわる理由を「輸送コストが少ない」ことを挙げます。「国内である程度量をつくり動かしていくために



時計屋復刻堂（店内）

は、小さいものでないとコストで競争になりません」。

同社では今後も「小さく精密なもの」にこだわった事業展開を目指しています。



株式会社南安精工

代表者 代表取締役社長 小林知之
創業 1967（昭和42）年10月
資本金 1,000万円
本社 安曇野市豊科2300-1



TEL.0263-72-2400 FAX.0263-73-0670
事業内容 超精密機械部品・治具の加工・製造・組立、合理化自動機械・省力化機械の開発・製造、時計の製造・修理・販売

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.44

飯山精器株式会社（中野市）

独自の生産管理システムで効率的なものづくり。
丸物・難削材の高精度加工でベトナムにも進出。

多品種少量・短納期・高精度へシフト

油圧機器部品、特殊ネジ、各種シャフトなど「丸物」部品加工のエキスパートであり、難削材の高精度加工を得意とする飯山精器。1個から数千個まで小・中ロットのオーダーに対応し、医療機器や産業用機器の部品加工も手がけています。



三次元測定機を導入し、カメラ部品の高精度加工に進出

同社は飯山市で創業後、大手メーカー工場からのリレー、コネクタなどの受注を中心に成長。高度成長の波に乗り、一時は4工場を展開しました。しかし、1998年頃から大手メーカーの海外生産移転が進み、受注量が激減。やむなく社員の大幅なリストラを断行し現在地に生産を集約するとともに、受注形態を量産品から多品種少量・短納期・高精度へとシフトして生き残りを図ってきました。

寺坂唯史社長は苦しい時代を乗り越え、現在は新たな事業にも積極的にチャレンジしています。「かつて大手メーカー数社からの受注がほとんどを占めていましたが、現在は地元中堅メーカーをはじめ多くの顧客から受注。製造品も建機、農機などの油圧バルブの内蔵部品から、精密機器、医療機器などバラエティに富んでいます」。

3年前には得意先のベトナム進出を受けて現地工場を建設。ベトナム人研修生の積極採用など人材活用も含め、ベトナムというキーワードでいろいろなビジネスを展開していきたいと考えています。

独自の生産管理システムを開発

多品種少量、短納期の生産に対応し、材料も多種多様となれば、それを管理する十分な体制が必要となります。当然、管理部門の人員増も考えなければなりません。しかし、寺坂社長はシステム化による解決を考え、平成24年度ものづくり補助金を活用し独自の生産管理システムを開発しました。

これは、iPad miniを入力端末に使い、QRコー

ドで情報を読み取り、図面管理や進捗状況をリアルタイムに共有するシステム。同時に在庫状況も分かり、あらためて棚卸しなどの必要もありません。またNCマシンの稼働状況がリアルタイムで把握できるため、機械トラブルによる納期遅れなども未然に防ぐことができます。寺坂社長は「このシステムにより間接要員の負荷をかなり軽減できました」と喜び、最終的には原価管理ができるシステムに進化させていきたいと考えています。

一方、同社は平成25年度補助金を活用して三次元測定機を導入し、カメラのズームレンズの鏡筒部品という新たな分野に進出。海外の展示会で評価され、ベトナムの日系企業、国内のメーカーから引き合いがきています。

「日本で立ち上げ、ベトナムで量産、というかたちができており、高精度への要求は厳しいですが、油圧以外のもうひとつの柱として積極的に動き、投資も行っていきたいと考えています」

寺坂社長のベトナム出張もますます増えていきそうです。



本社で活躍するベトナム人研修生



iPad miniを使う独自の生産管理システム



飯山精器株式会社

代表者 代表取締役社長 寺坂唯史
創業 1944（昭和19）年4月
資本金 1,200万円
本社 中野市草間1162-15



TEL.0269-26-7851 FAX.0269-26-7942
事業内容 油圧関連、情報通信関連、OA関連、その他産業機械の精密部品加工

How To 労務管理



特定社会保険労務士
中村 光子 氏



「有期雇用特別措置法」の 概要と計画認定手続き

平成25年4月に労働契約法の改正により、有期労働契約の「無期転換ルール」が導入されました。このルールは、有期労働契約が「5年」を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。そして平成27年4月、無期転換ルールの特例として「有期雇用特別措置法」が施行されました。今回は、その概要と計画認定手続きについて記載します。

1. 「有期雇用特別措置法」の概要

実際に無期転換の申込対象者が生じるまで3年となりました。無期転換ルールは、有期雇用労働者で契約が反復更新されていれば対象となってしまいますが、次に示す有期雇用労働者で、その特性に応じた雇用管理措置を行う場合には、無期転換ルールの特例が適用されます。

対象となる有期雇用労働者	適用要件のポイント	特例の内容
高度専門職	<ul style="list-style-type: none">・年収1,075万円以上・高度専門知識等を有すること・一定期間内に完了する業務（プロジェクト）に従事すること	無期転換申込権が一定期間（プロジェクト期間）生じない（ただし上限10年）。
定年後再雇用者	<ul style="list-style-type: none">・定年（60歳以上）後に同一又は特殊関係事業主に引き続き雇用されること※定年前から有期契約を反復更新していたり、60歳以降新たに雇用した有期雇用労働者については対象外のため注意が必要です。	定年後に同一又は特殊関係事業主に雇用されている期間は、通算契約期間（無期転換申込権が生じる5年の期間）に算入されない。

2. 計画認定手続き

上記の特例適用を受けるためには、労働局へ計画認定の申請手続きが必要です。

対象となる有期雇用労働者	計画認定の種類	その他申請方法
高度専門職	第一種計画認定	<ul style="list-style-type: none">・事業所ごとではなく本社で一括申請も可能。・教育訓練を受けるための有給休暇又は長期休暇の付与等、高度専門職の特性に応じた雇用管理措置を行い、資料（就業規則、職業能力開発計画等）を添付して申請します。
定年後再雇用者	第二種計画認定	<ul style="list-style-type: none">・高年齢者雇用推進者の選任等、定年後再雇用者の特性に応じた雇用管理措置を行い、資料（就業規則、雇用契約書等）を添付して申請します。

以上簡単にまとめてみましたが、実務上、上記の特例適用対象者には十分な説明も必要です。また労働条件を明示し、「労働条件通知書」を交付する際、特例適用についての記載が必要です。なお、厚生労働省のHPから「モデル労働条件通知書」（有期雇用型）もダウンロードできますので、ぜひ特例適用部分について確認してみると良いと思います。

設備応援みらい保証について

平成26年12月1日より「設備応援みらい保証」の取扱いを開始しました。
「みらい」へ向けて設備投資を行う中小企業者を応援します！

設備応援みらい保証の概要				
ご利用いただける方	業歴2年以上で、かつ2期以上の確定申告を行い、次のいずれかの要件を満たす方 ① 最近2期の決算において、連続して経常利益（法人）または申告所得（個人）を計上している方 ② 最近2期のいずれかの決算において、経常利益（法人）または申告所得（個人）を計上し、かつ、債務超過でない方 ③ 上記のほか、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画に基づき設備投資を行う方			
保証限度額	2億8,000万円以内（一般保証の範囲内での取扱いとなります）			
対象資金	・設備資金 ・設備導入に附帯する運転資金を含む運転設備資金			
保証期間	・無担保 15年以内 ・有担保 20年以内（ただし、建物のみを担保とする場合は15年以内） ・据置期間 1年以内（特別な理由がある場合は3年以内）			
返済方法	分割返済（ただし、期間1年以内の場合は一括返済可）			
信用保証料	年0.35%～1.80% ※通常より0.1%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です			
貸付利率	金融機関所定の利率			
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要			
担保	必要に応じて提供していただきます			
添付書類	所定の申込資料の他、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画書（設備投資にかかる収支計画書等）の添付が必要となります			
	<table border="1"> <tr> <td>ご利用いただける方 ①または②に該当する方</td> <td>必要に応じて、添付をお願いします</td> </tr> <tr> <td>ご利用いただける方 ③に該当する方</td> <td>添付が必要となります</td> </tr> </table> <p>※書式は、金融機関所定のものをご利用いただけるほか、当協会ホームページ（お客様用書式ダウンロードページ）にも参考例を掲載しています</p>	ご利用いただける方 ①または②に該当する方	必要に応じて、添付をお願いします	ご利用いただける方 ③に該当する方
ご利用いただける方 ①または②に該当する方	必要に応じて、添付をお願いします			
ご利用いただける方 ③に該当する方	添付が必要となります			

※信用保証料（通常より低い保証料率でご利用いただける制度となっております）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
設備応援みらい保証	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

両立支援等助成金のご案内

1 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主または事業主団体に、その費用の一部を助成する制度 中小企業事業主以外の場合の設置費は助成率1/3、上限1,500万円

2 子育て期短時間勤務支援助成金

小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、利用者が出た事業主に一定金額を助成する制度 中小企業事業主の場合、1人目：40万円、2～5人目：15万円

※平成27年4月9日までに育児短時間勤務を開始し、当該育児短時間勤務制度を6か月以上利用後、1か月以上継続雇用された日が平成27年12月31日までの労働者が対象となります。

◆平成27年4月10日以降に、子育て期の労働者のために短時間正社員制度を導入した場合、キャリアアップ助成金(多様な正社員コース)が活用できます。

【お問合せ】長野労働局職業安定部地方訓練受講者支援室 TEL026-226-0862

※キャリアアップ助成金の活用にあたっては、コース実施の1か月前までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。このため、平成27年4月10日以降に労働者が短時間正社員制度の利用を開始する予定で、キャリアアップ助成金の活用を検討している場合、キャリアアップ計画書を1か月前までに、長野労働局職業安定部地方訓練受講者支援室にご提出ください。

※正社員以外の有期契約労働者等を短時間正社員へ転換した場合もキャリアアップ助成金の支給対象となる場合があります。

3 中小企業両立支援助成金

①代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に一定金額を助成する制度 対象労働者1人あたり30万円(支給対象者が期間雇用者の場合10万円加算)

②期間雇用者継続就業支援コース

平成25年4月1日以降に期間雇用者で育児休業を取得した労働者を原職等に復帰させた事業主に一定金額を助成する制度 1人目：40万円、2～5人目：15万円

※平成28年3月31日までに育児休業を終了した期間雇用者が対象となります。

③育休復帰支援プランコース

育休復帰プランナーによる支援のもと、育休復帰支援プランを策定・導入し、対象労働者が育休を取得した場合及び当該育休取得者が原職等に復帰した場合に一定金額を助成する制度

育休取得時：30万円、職場復帰時：30万円(いずれも1企業1回限り)

4 ポジティブ・アクション能力アップ助成金

女性の活躍推進についての数値目標を設定し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に一定額を助成する制度 中小企業事業主の場合は30万円(1企業1回限り)

※平成27年3月31日までに数値目標を公表した事業主が対象となります。

※女性活躍推進法(平成27年2月国会提出)が成立した場合は、一部内容を拡充して、ポジティブ・アクション加速化助成金(仮称)を創設する予定です。

(参考) キャリア形成促進助成金「育休中・復職後等能力アップコース」

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、事業主や事業主団体に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度 【お問合せ】長野労働局職業安定部職業対策課 TEL 026-226-0866

【お問合せ】長野労働局雇用均等室 TEL 026-227-0125 FAX026-227-0126
支給要領等詳細は厚生労働省ホームページから「両立支援等助成金」で検索ください

農地を借りて農業経営の規模拡大・農業参入を 計画される方を募集しています！

公社の農地の貸し借りの仕組み

県内では141社の一般
法人が農業分野に参入し活躍
されています！ [H27年1月現在]

農地の出し手

借受け

公社

貸付け

農地の受け手
担い手農家等

公募へ参加

一般法人でも農地を借り受けて農業に参入することができます。
※農地の所有は一般法人は不可・農業生産法人は可能。

公益財団法人長野県農業開発公社

TEL 026-234-0777 FAX 026-234-0796



公社は知事から農地中間管理機構の指定を受け農業経営の拡大や農業参入を目指す方々を支援しています。

ながの共済
傷害共済

経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから！

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は
85歳まで！

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能



ながの共済

長野県福祉共済協同組合
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル パレス1階
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいた会館3階

TEL.026(269)0885
TEL.0268(24)1789
TEL.0263(33)0510
TEL.0266(78)4033
TEL.0265(24)7099

ご存じですか？

長野県中央会の共済制度



ビジネス Jネクスト

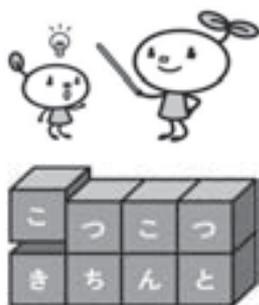
(業務災害補償保険)

事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバーする保険です。長野県中小企業団体中央会のスケールメリットを活かした保険料でご加入できます。

※ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

※ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)
取扱代理店 三井生命保険株式会社

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



特退共

(特定退職金共済制度)

従業員さまの定着が図れ、全額損金計上で安定した退職金準備ができる共済制度です。

生命保険

『長野県中央会団体扱*で、月払契約の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも個人契約の保険料が割安になります!』

*長野県中央会団体扱とは、長野県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社に払い込む取り扱いのことです。
※一部対象とならない商品・ご契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

- ※ 記載の内容は、平成27年4月現在の税制等に基づくお取り扱いで、今後変更となる可能性があります。
- ※ 詳しくは、「商品/パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程」を必ずご覧ください。

お問い合わせ・ご案内を
最寄の三井生命で承っております。

	営業部	住所	電話番号
北信	長野	〒380-0824 長野市南石堂町1282-16	026-226-2820
	松本	〒390-0811 松本市中央1-21-8	0263-35-8519
中信	あづみ野	〒399-8302 安曇野市穂高北穂高2865-2	0263-84-0256
	上田	〒386-0023 上田市中央西1-14-26	0268-24-2755
東信	東御	〒389-0517 東御市県135-1	0268-64-5413
	佐久	〒385-0043 佐久市取出町561	0267-62-0358
	飯田	〒395-0086 飯田市東和町2-33-5	0265-24-4980
南信	諏訪	〒392-0012 諏訪市四賀赤沼1730-1	0266-52-1356

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8

TEL : 0263-34-3585

B-27-1124 (H27. 4) 使用期限H28. 3 三井-KB-27-75

平成
26年度
補正

ものづくり・商業・サービス 革新補助金

2次公募 受付中

最 高
補助額 **1000万円**
【募集締切】8/5(水) 当日消印有効

▶説明会申込・公募要領・事業計画書など詳しくは長野県地域事務局(長野県中小企業団体中央会)HPへ

長野県地域事務局(長野県中小企業団体中央会) <http://www.alps.or.jp/>

長野県中小企業団体中央会

検索

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館4階 TEL026-228-1171(代表)・026-228-1206(直通) 南信事務所 TEL0266-52-3998

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資や生産プロセスの革新・改善、サービス・試作品の開発を行う中小企業に対し、**最高1000万円**の補助金を支給します。



〈類型〉	〈対象者〉	〈補助額等〉
【革新的サービス】	革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること	▶一般型 補助上限額 1000万円 ●補助率:2/3 ●設備投資が必要 ▶コンパクト型 補助上限額 700万円 ●補助率:2/3 ●設備投資不可
【ものづくり技術】	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること	補助上限額 1000万円 ●補助率:2/3 ●設備投資が必要
新【共同設備投資】	共同事業者全体の3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること	補助上限額 共同体で 5000万円 (500万円/社) ●補助率:2/3 ●設備投資が必要 ※「機械装置費」以外の経費は、事業管理者の「直接人件費」を除き補助対象経費として認めておりません。

7月22日(水) から 夏の交通安全やまびこ運動が始まります。

実施期間 7月22日(水) から7月31日(金) の7日間

夏の行楽シーズンを迎え、県民や県外から訪れる旅行者に対し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ります。

○スローガン：「信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい」

○運動の重点

- (1) 通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底
- (2) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 自転車の安全利用の推進



☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ

“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、

1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも**退職金制度!**

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。

【お問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2015

7

No.464

第464号 平成27年7月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

その先の夢へ 中小企業とともに。



商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利
(元本保証)

1年、2年、3年から
期間が選べる

\\ 安心、確実、お得に増やす //

定期預金

マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11 TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6 TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル1F TEL:0263-35-6211

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金